

○越谷市サービス付き高齢者向け住宅事業事務取扱要領

平成27年3月31日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、越谷市内における高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第3章の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 法第5条第1項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第6条第1項の規定による登録の申請（以下「申請」という。）の前に、別に定める事前協議を行うものとする。ただし、法第5条第2項の登録の更新にあつてはこの限りでない。

2 申請は、前項の事前協議及び建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の交付を受けた後（各項に規定する確認が必要な場合に限る。）に行うものとする。

(登録の申請)

第3条 申請者は、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）第4条に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書に共同省令第7条に定める書類を添付して市長宛て登録を申請するものとする。

2 前項の申請書には、共同省令第7条に定める書類のほか次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 加齢対応構造等のチェックリスト（第1号様式又は第1号様式の2）
 - (2) 入居契約のチェックリスト（第2号様式）
 - (3) 共同省令第8条又は越谷市サービス付き高齢者向け住宅の登録基準等の取扱指針（平成27年3月31日市長決裁）第2第2項の、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が、高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合に該当する場合は、共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分の場所及び面積を記載した平面図（ただし、共同省令第7条第3号の各階平面図に記載がある場合は添付を要しない。）
 - (4) 高齢者生活支援サービスの提供に係る約款
 - (5) 基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の写し（各項に規定する確認が必要な場合に限る。）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 法第7条第1項第6号及び第7号に掲げる基準に適合することを誓約する書面は、第3号様式によるものとする。
- 4 法第8条第1項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面は、第4号様式によるものとする。
- 5 第1項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

（登録の更新の申請）

第3条の2 法第5条第2項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅の登録の更新の申請をしようとする者は、前条に掲げる書類（第2項第1号の書類にあっては、従前の登録から変更がない場合は、その写し）のほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 更新申請書類自己点検表（第2号様式の2）

(2) 基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認申請の添付図面の写し（各項に規定する確認が必要な場合に限る。）

2 第1項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

（申請の取下げ）

第4条 申請者は、前条第1項の申請を取り下げようとするときは、サービス付き高齢者向け住宅事業取下げ届出書（第5号様式）により届け出るものとする。

（登録等の通知）

第5条 市長は、法第7条第1項の規定により登録したときは、同条第3項の規定により当該登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者（以下「登録事業者」という。）にサービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（第6号様式）により通知するものとする。

2 市長は、第3条第1項の規定による申請が法第7条第1項に掲げる基準に適合しないと認めるときは、サービス付き高齢者向け住宅事業不適合通知書（第7号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（登録の拒否の通知）

第6条 市長は、法第8条第1項の規定により登録を拒否するときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（登録事項等の変更）

第7条 法第9条第1項の規定による登録事項の変更の届出書及び添付書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

2 法第9条第1項の登録事項の変更の届出のうち、サービス付き高齢者向け住宅供給システムにより変更できないものについては、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書（第9号様式）に

よるものとする。

(登録簿の閲覧)

第8条 法第6条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第7条第2項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿に代えることができる。この場合において、法第10条の規定による閲覧は、当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

(入居開始の届出)

第9条 登録事業者は、法第6条第1項第13号の居住の用に供する前のサービス付き高齢者向け住宅を居住の用に供しようとするときは、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る入居開始届出書(第10号様式)により市長にあらかじめ届け出るものとする。

(地位の承継)

第10条 法第11条第3項の届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る地位の承継届出書(第11号様式)によるものとする。

(廃業等の届出)

第11条 法第12条第1項の届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る廃業等(廃止又は解散)届出書(第12号様式)によるものとする。

2 法第12条第2項の届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る廃業等(破産)届出書(第12号様式の2)によるものとする。

(登録の抹消)

第12条 登録事業者は、法第13条第1項第1号の規定により登録の抹消を申請するときは、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録抹消

申請書（第13号様式）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請により登録を抹消したときは、登録事業者であった者に対し、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消通知書（第13号様式の2）により通知するものとする。

（報告）

第13条 登録事業者は、法第24条第1項の規定により市長から報告を求められたときは、サービス付き高齢者向け住宅事業管理状況等報告書（第14号様式）により報告するものとする。

（立入検査）

第14条 市長は、法第24条第1項の規定により立入検査を行うときは、あらかじめ登録事業者又は同項に規定する管理等受託者に対し、立入検査の日時、場所、検査時に必要な書類等をサービス付き高齢者向け住宅立入検査通知書（第15号様式）により通知するものとする。

（指示）

第15条 市長は、法第25条第1項から第3項までの規定により登録業者に指示を行うときは、サービス付き高齢者向け住宅事業指示通知書（第16号様式）により指示するものとする。

- 2 登録事業者は、前項の指示により講じた措置について、第14号様式に当該講じた措置が分かる書類を添付して報告するものとする。

（登録の取消しの通知）

第16条 法第26条第3項の登録事業者であった者への通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書（第17号様式）によるものとする。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほかサービス付き高齢者向け住宅事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。